

平成26年 第3回

教育委員会臨時会会議録

平成26年2月28日（金）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2392号

平成26年第3回臨時会

日 時 平成26年2月28日(金) 午前10時00分 開会  
場 所 教育委員会室

「出席委員」	委 員 長	小 島 洋 祐
	委員長職務代理者	綱 川 智 久
	委 員	永 山 幸 江
	委 員	澤 孝 一 郎
	教 育 長	小 池 眞 喜 夫

「説明のため出席した事務局職員」	次 長	安 田 雅 俊
	庶 務 課 長	奥 野 佳 宏
	教育政策担当課長	山 本 睦 美
	学 務 課 長	佐 藤 雅 志
	学校施設担当課長	大久保 光 正
	生涯学習推進課長	白 井 隆 司
	国体推進担当課長	
	図書・文化財課長	前 田 憲 一
	指 導 室 長	平 田 英 司

「書 記」	庶務課庶務係長	柏 正 彦
	庶務課庶務係	鈴 木 玲 奈

「議題等」

日程第1 会議録の承認

- 第2384号 第19回臨時会 (平成25年10月22日開催)
- 第2385号 第11回定例会 (平成25年11月12日開催)
- 第2386号 第21回臨時会 (平成25年11月26日開催)
- 第2387号 第12回定例会 (平成25年12月10日開催)
- 第2388号 第22回臨時会 (平成25年12月27日開催)

日程第2 審議事項

- 議案第17号 港区幼稚園教育振興方針(案)について
- 議案第18号 港区指定文化財の解除について

議案第19号 港区立三田図書館、麻布図書館、赤坂図書館、高輪図書館、港南図書館及び高輪  
図書館分室の管理運営に関する基本協定書の締結について

議案第20号 港区立学校等に勤務する講師に関する規則の一部を改正する規則について

議案第21号 港区立幼稚園教育職員の人事について（秘密会）

日程第3 教育長報告事項

- 1 幼児・児童・生徒の事故発生状況報告について
- 2 平成25年度秋の通学路点検の実施結果について
- 3 生涯学習推進課の3月事業予定について
- 4 図書館・郷土資料館の3月行事予定について
- 5 3月指導室事業予定について
- 6 平成26年度入学式・入園式「お祝いの言葉」について
- 7 平成26年度第1回港区議会定例会の質問について

「開 会」

○小島委員長 皆さん、こんにちは。ただいまから平成26年第3回港区教育委員会臨時会を開会いたします。

それでは、日程に入ります。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○小島委員長 本日の署名委員は、澤委員、お願いいたします。

## 第1 会議録の承認

第2384号 第19回臨時会（平成25年10月22日開催）

第2385号 第11回定例会（平成25年11月12日開催）

第2386号 第21回臨時会（平成25年11月26日開催）

第2387号 第12回定例会（平成25年12月10日開催）

第2388号 第22回臨時会（平成25年12月27日開催）

○小島委員長 日程第1、会議録の承認。

平成25年10月22日開催の第2384号、第19回臨時会、同年11月12日開催の第2385号、第11回定例会、同年11月26日開催の第2386号、第21回臨時会、同年12月10日開催の第2387号、第12回定例会、同年12月27日開催の第2388号、第22回臨時会の会議録につきましては、承認ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○小島委員長 それでは、承認することと決定いたしました。

## 第2 審議事項

議案第17号 港区幼稚園教育振興方針（案）について

○小島委員長 続きまして、日程第2、審議事項に入ります。

初めに、議案第17号「港区幼稚園教育振興方針（案）について」。教育政策担当課長、説明をお願いします。

○教育政策担当課長 それでは、教育委員会議案資料ナンバー1、「港区幼稚園教育振興方針（案）について」ご説明いたします。

平成25年11月26日に素案につきまして当教育委員会でご決定いただき、その後、平成26年1月11日から2月10日まで、「港区幼稚園教育振興方針（素案）」についての区民意見の募集をいたしました。今回、この案については、こちらでいただきました区民の方の意見を反映させたものとなっております。

それでは、まず参考資料の方からご説明させていただきます。

「港区幼稚園教育振興方針（素案）」についての区民意見募集結果でございます。

募集期間は、先程申しましたように1月11日から2月10日までの間で、意見者は7名、意見数としては27件ございました。内訳として、教育振興方針の該当項目に沿って件数を分けてあります。この27件の意見のうち、1件について、いただきましたご意見を方針の方に「追加」というふうに記載させていただいた件がありますので、まずそちらのご説明をさせていただきたいと思っております。

参考資料の3枚目、2/4ページというふうになっております。真ん中のあたりの11番でございます。こちらでいただきましたご意見は、「幼稚園に入れない、2年保育では遅いというようなわさ」、これは母親同士の中でのうわさというものが色々あり、混乱している状況があるということで、「幼稚園入園に関する正しい情報提供の場をつくってほしい。身近なところで正しい情報を伝える、子育て支援のイベント等をしてほしい。そういったことを行うことで母親の不安感が解消されるのではないか」という意見でございました。

教育委員会の考え方としましては、「幼稚園入園に関して不安を抱えている保護者が多くなっている状況もあります。幼稚園に関する情報提供の方法についても検討してまいります」というような内容を記載するというふうにしております。

恐れ入ります。「港区幼稚園教育振興方針（案）」の8ページをご覧ください。子育て支援の充実のところ、下線が引いてある部分ですが、子育て支援の充実全体にかかるところで「親子がともに交流する場の提供などのほかにも、こういった積極的な情報提供、正しい情報の提供というのを今後教育委員会としても検討し、実施していく」ということで方針に示すものでございます。

それでは、参考資料の方にお戻りいただきまして、方針の方に反映したご意見というのは今の1件でございますが、ほかにもいただいたご意見で主なものでございますが、参考資料の2枚目の1/4ページでございます。こちらの方は、「公私立幼稚園の受入増」に対してのいただいたご意見となっておりますが、5番になります。「3歳からの幼児期はなるべく幼稚園で色々な経験をさせたいので、区立、私立幼稚園ともに3歳児の定員拡大について早急に対処してほしい」というご意見でございました。

これに対しては、「幼稚園は集団生活を通して、幼児期の成長に必要な豊かさに出会う場です。幼稚園への入園を希望する幼児に対し、質の高いきめ細かな幼児教育を提供するため、公私立幼稚園全体で幼稚園の受入態勢の充実に努めてまいります」との意見に対しての考え方を述べております。

方針につきましては、6ページ、7ページにございます幼稚園就園を希望する幼児を受け入れるための環境整備の部分に記載してあるということで、特にこの件についての特記、修正等はしておりません。

また、もう1枚おめくりいただきまして2/4ページの一番上、8番になりますが、「4・5歳児クラスを30人定員にすることで、目が行き届かなくなると困る。先生が自信を持てるようでないとかケガや命にかかわることになると思う」というご意見がございました。

これに対しては、「園児数が多いことは、幼児にとってさまざまな人とのかかわりが生まれ、遊びの体験が豊かになるというよさがあります。定員拡大については、各幼稚園の教育活動や施設環境等を考慮してまいります。また、園児の安全管理を徹底するための職員体制についても配慮してまいります」というようにお示ししてございます。

また、その下ですが、「さらなる受入増の検討」というところに対してのご意見で、「新たな幼稚園（分園）というものをつくるのであれば、公立幼稚園のない地域につくってほしい」というご意見がございました。

こちらにつきましては、「地域別の就園希望幼児数の推計などから、設置場所等も含め検討してまいります」というような考え方をお示ししております。

また、このページの下から2番目の13番になりますが、「私立の3歳児クラスに入れなければ、1年家で過ごして区立の4歳児クラスに入園となる。その間お友達は幼稚園に通って、自分は孤立しそうな気がする」というような不安を訴えたご意見がございました。

これに対しましては、「家庭で子育てをしている3歳児の保護者に対して、親子がともに交流する場の提供等子育て支援事業を検討してまいります」とお答えしております。

また、その下「預かり保育の拡大」というところでは、「全公立幼稚園で預かり保育やおけいこがあるとうれしい。預かり保育が無理でも、1時間ぐらい何かおけいこをしてもらえたら、お迎えの時間も遅くなるし、学べるし、一石二鳥だと思う」というご意見がございました。

これに対しましては、「幼稚園での預かり保育は、在園児の保護者に対しての子育て支援として、幼稚園の教育時間の終了後等に希望する者を対象に行う教育活動で、幼稚園教育の基本を踏まえて実施するものです」という考え方をお示した上で、「今後、地域の事情や施設の状況等を踏まえて、預かり保育の拡大を検討してまいります」とお答えしております。

次のページになりますが、3/4ページ目の一番上で15番目、こちらは保育園・幼稚園・小学校の連携に関してですけれども、「色々な幼稚園、保育所等から集まってでき上げるクラス」、これは小学校のクラスのことをおっしゃっていましたが、「クラスをまとめるには、先生の力が相当必要だと思う。それだけでは大変なので、保育者・教諭などに一つの目安があるとよい。また、その目安を保護者にも伝えてほしい」というご意見がございました。

これに対しましては、「保育園・幼稚園から続く発達や学びの連続性を考慮し、小学校以降の学びの円滑な接続を図るため、公私立保育園、公私立幼稚園、区立小学校の代表や学識経験者等で構成した検討委員会を設置し、小学校入学前教育カリキュラムを作成しています。作成したカリキュラムは、区内の幼児の保護者にも配布し、家庭とも連携して小学校入学前教育の充実を図ってまいります。また、教員や保育士の合同研修会を実施するなど、教員や保育士の資質の向上に努めてまいります」とお答えしております。

また、真ん中になりますが、17番、これは「保護者負担の格差是正」についてのご意見でしたが、「公立幼稚園の保育料が上がるということなら、私立の方の保育料を見直した方がよいと思う。高い保育料を払っても入園したい人が入っているのが事実である。また、無理して3年保育にしな

ければ、公立に2年保育で入園できる。私立はそれぞれの特徴があり、保育料はその園で必要なものだと思う。公立は、もし上げるとするならば、公立同士平等な関係にしてもらい、子どもにとってよい園にしてほしい」というご意見でございました。

これに対しましては、「私立幼稚園保護者補助金につきましては、港区内にお住まいで私立幼稚園に在籍する園児の保護者の負担を軽減するため、港区と東京都の補助分を合わせて支給する制度です。『公立』『私立』を問わず、保護者が幅広い選択ができる体制を整えること、区立幼稚園を利用する方と利用しない方との負担の公平性を図ること等から、区立幼稚園の保育料の見直しも含め、保護者負担の公立・私立の差の是正について検討します。検討に当たっては、子ども・子育て支援制度の導入や、幼児教育の無償化の動向を十分考慮してまいります」とお答えしております。

また、次のページ、4/4ページになりますが、一番上です。21番ですが、「認定子ども園を見据えて、フラットで効率的な計画策定を希望する。定員増を行うためには、園の増築、場所の確保などが大変かと思うが、保育園と連携をとり、区民のニーズに合った適切でスピーディな対応をしてほしい」というご意見がございました。

これにつきましては、今回、認定子ども園につきましては、振興方針の中で記載しておりませんが、考え方としまして、「今後の子ども・子育て支援新制度の導入に向け、子育て家庭へのニーズ調査の結果や、港区子ども・子育て会議の議論を踏まえ、港区子ども・子育て事業計画を策定する中で検討してまいります」とお答えし、方針への反映については特にいたしておりません。

今回このように27件のご意見をいただきましたが、教育委員会としての考え方をそれぞれにはお示しし、この件につきましてはホームページ等で公表してまいります。こちらの意見から意見をいただいて、方針（素案）に反映したものは先程ご説明した1件としております。

この内容での「港区幼稚園教育振興方針」について、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○小島委員長 ただいまの説明に対して何かご質問ございますか。

○綱川委員 二点ほどあります。意見者の内訳ですが、30代の人だけが7名ということですか。

○教育政策担当課長 そうです。

○綱川委員 それともう一点ですが教育委員会の考え方というのは、ここで審議をして、この意見でよいということであればホームページか意見者に回答するのですか。

○教育政策担当課長 ご決定いただきましたら。

○綱川委員 ここで決定してからやるということですか。

○教育政策担当課長 まだ公表はしておりません。

○綱川委員 分かりました。

○澤委員 今回の区民のご意見、7名、27件ですが、一般的に区民の意見を募集する場合に、この数というのは多いのか少ないのか、どうなのですか。反応として、それなりに関心を持っていたということなのか、この程度なのかというのは次長、どうですか。

○事務局次長 色々なパブリックコメントを見ますと、低調なものはゼロだとか1件だとか、そう

いうのもあります。非常に区の内部的な問題だったりすると、ほとんど意見が出ないということもあるのです。それに比べれば7人から、特に子育て中の切実感が伝わってきているかなとは思いますが。ただ、多い方と言えるかという、決して多い方ではないです。

○澤委員 確かに年齢も全員30代ということなので、実際に困っているというか、関心を持っている方からということなのでしょうね。

○教育政策担当課長 とても切実感のある意見があるので参考にはなります。

○小島委員長 子育ての問題と、そして我々も老人のうちに入りつつあるのですが、老後の介護その他のことについては、一般的に区民にとっては非常に関心の高い問題であろうと思います。そういう点から考えると、今、澤委員のご指摘のように、私もこの件についてはもう少し色々なご意見があってしかるべきかなという気はするのです、そういう中で、数が少なかったとはいえ、かなり貴重な非常に問題点をついているご意見もいっぱいあるので、我々教育委員会としては、このご意見を最大限尊重しながら今後の教育の施策に反映していかなければいけないという感じはします。

○事務局次長 平成26年度は、各個別計画の見直しにかかります。具体的な施策をそこでは展開していきますから、今回の反省を糧に、もっと多くの方から意見が、とれるようにはしていきたいと思っております。

○小島委員長 ほかに何かご質問ございますか。

山本教育政策担当課長、細かいことで恐縮なのですが、先程の11番の追加記載に反映したという、意見の中で「幼稚園に入れない」、というのはどういう内容でしたか。

○教育政策担当課長 港区の場合は、幼稚園に入るのが難しい、受験とか抽選とかあって難しいというようなこととか、受験に関しても、0歳から英語の塾に入らないと入れないとか、そういったことがかなり広まっているというようなご意見もありました。

○小島委員長 そういう内容ですか。そうすると、むしろ私立幼稚園並みの入りにくさなのでしょうか、お受験とかいうことだと。

ほかに何かご質問等はございますか。

この案件は前にも検討しましたのでよろしいですか。

それでは、採決に入ります。

議案第17号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○小島委員長 ご異議がないようですので、議案第17号については原案どおり可決することと決定いたしました。

#### 議案第18号 港区指定文化財の解除について

○小島委員長 次に、議案第18号「港区指定文化財の解除について」。図書・文化財課長、説明をお願いします。

○図書・文化財課長 議案第18号、港区指定文化財の解除につきまして、教育委員会議案資料ナ

ンバー2でご説明をさせていただきます。

表裏の裏面の方に、文化財保護審議会からの答申が参ってございます。平成26年1月14日付25港教文1001号で諮問があった文化財について、審議会から答申が出たものでございます。

保護審議会の方では、22年度区指定無形文化財保持者である鈴木祐二氏の区外転居及び、鈴木盛雄氏・祐二氏の無形文化財伝承の場である鈴松商店の区外移転に伴いまして、港区文化財保護条例第1条並びに同第20条第1項で定める、「区の区域内に在する無形文化財」という条件を満たさなくなったことから、認定の解除はやむを得ないと判断しますということで答申をいただきまして、表になりまして、26年2月10日に開催された文化財保護審議会で答申を受けましたので、22年度区指定無形文化財・工芸技術 簾製作保持者である鈴木祐二氏の区外転居及び、鈴木盛雄氏・鈴木祐二氏の無形文化財伝承の場である鈴松商店の区外移転に伴い、無形文化財指定及び認定を解除するというご審議をいただくものでございます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○小島委員長 ただいまの説明に対して何かご質問ございますか。

この案件は、諮問するときも当委員会で審議しましたので、この程度よろしいですか。

それでは、議案第18号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員長 それでは、議案第18号については原案どおり可決することと決定いたしました。

**議案第19号 港区立三田図書館、麻布図書館、赤坂図書館、高輪図書館、港南図書館及び高輪図書館分室の管理運営に関する基本協定書の締結について**

○小島委員長 続きまして、議案第19号「港区立三田図書館、麻布図書館、赤坂図書館、高輪図書館、港南図書館及び高輪図書館分室の管理運営に関する基本協定書の締結について」。図書・文化財課長、説明をお願いします。

○図書・文化財課長 議案第19号、港区立三田図書館、麻布図書館、赤坂図書館、高輪図書館、港南図書館及び高輪図書館分室の管理運営に関する基本協定書の締結につきまして、教育委員会議案資料ナンバー3を使いましてご説明させていただきます。

港区立図書館条例第8条に基づき指定した指定管理者であるMINATO CITY TRC GROUPを相手方としまして、1枚めくっていただいたところの港区教育委員会の下に「MINATO CITY TRC GROUP」と記載がございしますが、こちらを相手方としまして、港区立三田図書館、麻布図書館、赤坂図書館、高輪図書館、港南図書館及び高輪図書館分室の管理運営に関する基本協定を締結するものでございます。

これまでの経過といたしまして、港区立図書館指定管理者候補者選考委員会により選考した事業者につきまして、平成25年8月6日に開催されました平成25年度第8回港区教育委員会定例会においてご審議いただき、指定管理者候補者として選定をされました。その後、平成25年第3回定例会にて、指定管理者として指定されたものでございます。

指定期間につきましては、めくっていただいて1ページの「指定期間等」というところがございますけれども、こちらになりまして、港区立三田図書館、赤坂図書館、高輪図書館、港南図書館及び高輪図書館分室につきましては、平成26年4月1日から平成31年3月31日まで、港区立麻布図書館につきましては、(2)のとおり平成26年7月1日から平成31年3月31日までとなっております。

協定書の特徴的な点でご説明をさせていただきます。まず、協定書の8ページをご覧くださいと思います。

こちらの8ページの第5章、指定管理料のところの第31条になります。こちらに第5項、清算についての記述がございます。修繕費、光熱水費及び人件費に余剰金が発生したとき並びに本業務の一部を第三者に委託し、契約落差金が発生したときは、実績に応じて清算することとなります。これは、平成24年度までは、清算項目は修繕費及び光熱水費のみでしたが、本年度、人件費及び第三者に委託した場合の契約落差金が清算対象となり、先般の教育委員会において協定の変更を一部ご承認いただいているところがございますが、これらにつきまして今回の協定の中でも、その変更の内容を踏まえた記述としてこちらに記載してございます。

続きまして、11ページをご覧くださいと思います。

10ページから続きます第8章の第41条、指定期間の満了以前の指定の取消し等、第41条のところがございますが、この内容ですが、これは区が指定を取り消し、または本業務の全部または一部の停止を命ずることができるという規定になってございます。済みません。10ページの方に、41条第1項の方にこのことが出ていると思いますが、このところがございます。

続きまして、第5項、これの41条の(5)港区防災対策基本条例第24条第1項の規定により、三田図書館を避難所とするときとあります。これは、災害時三田図書館を帰宅困難者一時受入場所と指定された際に、指定管理者が図書館業務を停止し、帰宅困難者対応業務に当たることができるよう記述したものとなっております。

帰宅困難者一時受入場所としましては、利用者のほか駅周辺に滞留する帰宅困難者を受け入れる施設として指定されたものでございます。三田のほかには、みなと図書館が指定されておりますが、他の館につきましては、図書館業務の中で利用者の保護に当たるということになってございます。

説明は以上となっております。

最後に、一番後ろに今回の締結についての締結理由と指定期間を改めて記載してございまして、一番最後のところで締結理由としまして、港区立図書館条例第8条に基づき指定した指定管理者であるということで、先程述べました、ここに締結理由を再度掲載しているものでございます。

以上、説明を終わりますので、ご審議よろしく願いいたします。

○小島委員長 ただいまの説明に対して何かご質問ございますか。

○澤委員 11ページの三田図書館を避難所とするときということですが、港区防災対策基本条例の規定によりということなので、この基本条例の規定の中に、避難所の候補が挙げられているのですか。その中に三田図書館というのも入っているという、そういうことですか。

○図書・文化財課長 みなと図書館、三田図書館が指定されております。

○澤委員 災害時には、三田図書館は避難所になるということですね。

○図書・文化財課長 図書館業務を停止します。

○澤委員 分かりました。

○綱川委員 二つほどお聞きします。同じところなのですが、三田図書館が避難所となったとき、一時避難者とか帰宅困難者に対して、図書館の業務委託された人が援護するみたいな話でしたが、図書館の委託業務だけを停止して、区の職員がそこへ行ってやるのですか。それとも委託業者がやるのですかというのが一点と、あと最後の13ページの乙というところに、株式会社図書館流通センターと書いてありますけれども、グループの代表者ということで印を押すのですか、それともこの人だけ押すのですか、どうなのでしょうという二つ説明をお願いします。

○図書・文化財課長 先程のまず避難所として指定された場合の件でございますが、指定管理者が図書館業務を停止し、帰宅困難者等対応業務に当たることができるということになってございますので、指定管理者が一時的にはやるということになります。

13ページの続きまして乙のところでございますが、MINATO CITY TRC GROUPは、株式会社図書館流通センター及びもう一社のグループになっておりますので、代表企業は株式会社図書館流通センターとなっておりますので、そちらが判こを押すということになってございます。

○小島委員長 綱川委員の質問に対して、三田図書館の一時業務停止を命じて、受託者が避難業務を行うのだという説明でしたが、受託者が避難業務を行うというのは、何かに出ていると言いましたが、何に出ているのですか。

○図書・文化財課長 この協定のほかに、災害時における港区立図書館の防災体制に関する協定というものを別途結びまして、その中でこの件をさらに詳細に締結するということになってございます。このようなもの。

○小島委員長 別途協定書があるわけですね。

○綱川委員 先ほどの説明では、それが明確になっていないので質問したわけです。その時になって混乱すると困りますので質問しました。

○小島委員長 ほかに何かございますか。よろしいですか。

それでは、採決に入りたいと思います。

議案第19号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○小島委員長 それでは、議案第19号については原案どおり可決することと決定いたしました。

#### 議案第20号 港区立学校等に勤務する講師に関する規則の一部を改正する規則について

○小島委員長 次に、議案第20号「港区立学校等に勤務する講師に関する規則の一部を改正する規則について」。指導室長、説明をお願いします。

○指導室長 それでは、ご説明いたします。

これは、毎年行っております東京都が講師の規定を見直しております、それに合わせて改定しております。つまり、東京都と同じ経験年数であれば、区に勤めても同じ金額ということが前提になっております。今回、東京都が規定を見直しまして、それに合わせて準じておりますので、改定するというところでございます。

なお、来年度任用の予定する講師につきましては、改定後の報酬額を事前に提示した上で任用する。影響額につきましては、概ね10円程度ということで、四捨五入の関係で変わっているものと変わっていないものがあるということでございます。

説明は以上でございます。

○小島委員長 ただいまの説明に対して何かご質問ございますか。

それでは、採決に入ります。

議案第20号については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○小島委員長 それでは、議案第20号については原案どおり可決することと決定いたしました。

#### 議案第21号 港区立幼稚園教育職員の人事について

○小島委員長 続きまして、議案第21号について、「港区立幼稚園教育職員の人事について」。この議案につきましては、人事案件のため秘密会に入りたいと思いますが、よろしいですか。ご異議ございませんか。

(異議なし)

○小島委員長 それでは、これより秘密会に入ります。

### 日程第3 教育長報告事項

#### 1 幼児・児童・生徒の事故発生状況報告について

○小島委員長 それでは、日程第3、教育長報告事項に入ります。

まず、「幼児・児童・生徒の事故発生状況について」。学務課長、説明をお願いします。

○学務課長 それでは、平成25年9月から12月までの「幼児・児童・生徒の事故発生状況について」ご報告いたします。資料ナンバー1の2ページから順にご説明いたします。

初めに、学校の管理内の事故でございます。

まず、麻布幼稚園です。9月5日の保育中、プレイルームで遊んでいた際に、巧技台からバランスを崩して落下し、右腕尺骨骨幹部骨折で、通院6日でございます。

次に、白金小学校です。9月9日の部活動の際、バドミントンのラケットが被災児童の左目下に当たり、頬骨周辺の打撲で、通院6日でございます。

次に、港南小学校です。9月9日の始業前、走り幅跳びの練習をしていた際、滑って転倒して手をつきまして、右橈骨尺骨骨折で、通院10日です。

次に、港南小学校です。9月17日の体育の授業中、靴を脱いでいたのですが、履こうとしたら靴に虫がついていたので、それを払おうとしたときに指を靴底にぶつけたということで、左第5指骨折で、通院6日でございます。

次に、赤坂中学校です。10月2日の体育の授業中、走り幅跳びの練習をしていたところ、その途中で膝が抜けたような状態となりまして、右膝脛骨骨折で、入院1カ月、通院1日となっております。

次に、港南小学校です。10月21日の昼休み中、組体操の練習をしていた際、児童同士が接触して左腕を打ち、左橈骨若木骨折で、通院6日でございます。

次に、白金小学校です。10月25日の体育の授業中、エバーマットから飛び下りて遊んでいる際に落下して、右肘軟骨骨折で、入院5日、通院6日でございます。

次に、赤坂小学校です。11月11日の体育の授業中、ハードルに引っかかって転倒し、左手首骨折で、通院10日でございます。

次に、港南幼稚園です。11月13日の製作活動中、油性マーカーで自分の両頬を塗りつぶしてしまった幼児の頬をメラミンスポンジなどでこすったことによりまして、両側頬の部分の擦過傷、皮膚潰瘍、炎症後色素沈着ということで、通院8日となっております。

次に、白金小学校です。12月13日の国語の授業中、教室内で転んでしまい、その際、顔を机にぶつけたことにより、眉間の裂傷ということで、通院10日でございます。

次に、港南中学校です。12月17日の部活動中、校舎の周囲をランニングしている途中、ジャンプを繰り返していた際に、着地して、その際に足をひねってしまい、左足首骨折で、通院9日となっております。

同じく港南中です。12月20日の部活動中、ベースランニングで2塁を回った際に、バランスを崩して転倒しまして、右手首骨折で、通院15日となっております。

次に、学校管理外の事故でございます。

赤坂中学校です。11月14日に塾からの帰宅途中、横断歩道のない場所で道路を渡ろうとした際に、タクシーと接触いたしまして、左足腓骨骨折で、通院24日となっております。

それと昨年度、平成24年度に発生した事故について、追加でご報告をさせていただきます。

学校管理内の夏季学園に関連した事故でございます。平成24年7月25日から2泊3日で、赤羽小学校が夏季学園で箱根に行っておりました。その中日であります7月26日、当時5年生だった児童がみんなで金時山を登りました。その際、おりるとき足に痙攣が生じたということでございますが、本人が大丈夫ということで、休みながら無理せずにゆっくり下山して、その後も通常活動して、2泊3日の夏季学園を全部終了して無事に帰宅をしたということです。その後、自宅にいたわけなのですが、登山から数えますと4日後に自宅で痙攣がひどくなり入院をいたしました。意識不明となりました。長期にわたり現在も入院中ですが、病院からの診断では、自己免疫性脳炎、てんかんということでございます。

本件に関してでございますけれども、この案件が事故なのか、疾病なのかというところで病院の

見解も出ず、なかなか判断がつかない状況が長期にわたって継続していたということでございます。しかしながら、このたび主治医が所見を出しまして、このたび独立行政法人日本スポーツ振興センターにより共済給付の手続をとっているところなのですが、学校管理下における案件ということが確認されたことによりまして、本日、当委員会でご報告するということといたしました。これによりまして、資料5ページの、24年4月から8月の発生状況の表でございますが、管理内の授業中、学校行事の中での事故について小学校を1件加えてございます。

以上でございます。

○小島委員長 ただいまの説明に対して何かご質問ございますか。

○澤委員 昨年度のことでしたが、今年度、学務課長の報告のとおり管理内の事故と確認されたということで、去年の教育委員会には報告がなかったということですが、意識不明というのは、ずっと長かったのですか。

○学務課長 一昨年入院後、今年に入っても同じ状態が続いていたということなのですが、年が明けてから意識が現在戻っておりまして、病院の中でベッドの上で座るぐらいまでに回復をしているということでございます。

○綱川委員 前回も前々回の報告も同じなのですが、港南小の事故が多いですね。3件もあったわけですね。このうち二つは授業中と休憩中と書いてありますけれども、3人とも運動会的なものの練習中のようですね。昨年度、全国の体育の研究発表をされたり、体育にすごく力を入れてくださって、体育の賞もいただいたような学校ですが、これだけ事故が起こっているということに関しては、見過ごせないかなと思います。前回もソフトボールの件で嚴重注意をしていただいたみたいですが、「あそこへ行くと子どもが骨を折ってしまう」というような話が出てきては困りますので、何か対応していただかないと思うのが一点と、平成24年の事故報告ですけれども、7月に金時山で起こっているわけです。この年は確かほかの学校でも熱中症がすごく出ていまして、この時期に山登りが本当にいいかなという話が校長先生たちの中で出ていた時期だと思います。この子は熱中症とかそういう危険性でこうなったのではなくて、やはり事故か病気かずっと結論が出なかったということで、とりあえず事故扱いにはしているけれども、先天性だったのかもしれないですが、熱中症的なことでもその場で痙攣したということではないのですか。

以上、二点です。

○学務課長 一点目につきましては、当然ながら学校内ではその都度ということになるかと思いますけれども、学校長から全教員への指導の徹底、安全対策の徹底ということは指示が出ていると報告は受けてございますが、教育委員会といたしましても、他の学校も含めていつでも起こり得る事故でありますので、その注意喚起をしっかりと徹底したいと思っております。

それと二点目でございますが、特に暑さとかによるということではなかったということでございます。このあたりは、先程主治医の所見と申し上げたところなのですが、「発症要因は断定できないが、登山の運動負荷が症状を引き起こした可能性は否定できない」という、微妙な言い回しにはなっているところです。

なお、既往症はないというような結果は出ているようですが、要因は何なのかというのは、明確な見解は出ていなかったと聞いてございます。

○小島委員長 この自己免疫性脳炎というのは医学的な用語なのでよく分からないのですが、学務課長に聞いて申し訳ないですけども、何か分かることありますか。

○学務課長 症状としては、痙攣だとか記憶障害を引き起こす脳の疾患というのが一般的に言われております。

○小島委員長 この登山中に、転んだとか頭をぶつけたとかいうことはないのですよね。

○学務課長 そのとおりでございます。

○小島委員長 この件は事故発生状況報告ですから、事故かどうか分からないから報告しなくてよかったのだらうと思うのですが、ただ、相当期間意識がないという重大な案件なので、このような件は、事故であるかどうか、事故発生状況報告に該当するかどうかは別として、教育委員会に夏季学園中にこういう問題が起きたということは報告した方がいいのではないですか、今後の問題として。

○学務課長 委員長ご指摘のとおり、最終的な報告にはならない場合であっても、その時点での経過なりは情報としては提供すべきと考えてございますので、今後情報を提供してまいりたいと考えております。

○小島委員長 この児童、学年はどうなるのですか。何日ぐらい欠席すると学年はどうなるのですか。

○学務課長 学籍については色々確認しております。今後の扱いなのですが、就学猶予ですとか、卒業させることも可能ですので、そのあたりは保護者と学校を交えて、ちょうど中学に入る年齢になっておりますので、保護者の意向を踏まえた上で、手続は進めていく予定としてございます。これまで今後について相談する状況ではなかったもので、先のことをお話する場面がありませんでした。ご両親に私もお会いしておりますけれども、非常に誠実な方でもあり、やっとお話ができる状況になってきておりますので、学校を通じてご連絡を差し上げる予定としてございます。

○小島委員長 意識は戻って、まだ登校には至らない状況だということですね。

○学務課長 引き続き入院中でございます。先程申し上げた、記憶障害を引き起こすということで、どういう形で学習が可能なのか、そういったところも確認していかなければいけない状況ではあります。

○綱川委員 主治医さんの見解が明確でないということですが、今後、責任の所在がどうなるのか、そういう問題に発生するかもしれないと思います。今の段階できちんと対応しておかないと大変だと思いますので、よろしくをお願いします。

○学務課長 これにつきましては、当初から学校が非常に誠実な対応しております。私もお会いした中では、ご両親とも非常に学校、教育委員会に対しては感謝をしているという話は聞いておりますが、ご指摘のとおり今後色々なことが想定されますので、しっかりと備えていきたいと思っております。

○澤委員 管理内となったことで、例えば保険とか治療に対して、当事者にとってプラスになると

いうことはあるのですか。

○学務課長 区立の場合、幼・小・中の幼児・児童・生徒は、全て独立行政法人の日本スポーツ振興センターの災害共済給付に加入しております。保険ではないのですが、災害共済給付ということで、かかった治療費、普通でいけば、3割がプラス1割で、治療費がかかった場合は治療費の4割が出ます。ただ、子ども医療費助成が、港区はございますので、医療費は特にかからないので、その場合は1割の給付が受けられるということです。これは初診から10年間、原因が変わらなければ10年間継続できるということです、長いおつき合いになるかもしれません。

○小島委員長 それでは、この件はこの程度でよろしいですか。

## 2 平成25年度秋の通学路点検の実施結果について

○小島委員長 続きまして、「平成25年度秋の通学路点検の実施結果について」。学務課長、説明をお願いします。

○学務課長 平成25年度秋の通学路点検の実施がまとまりましたので、その結果についてご報告いたします。資料ナンバー2でございます。

目的は、児童の登下校の安全確保ということで、危険箇所の確認をして、その改善を図っていくというところでございます。

春と秋に実施してございます。各学校を中心に、PTA、道路管理者として総合支所、あと警察、また、学校によっては町会・自治会の協力も得ながら、また、教育委員会も参加してございますけれども、実施いたしました。

実績につきましては、資料1ページの3番のとおりでございます。各学校で実施していただきました。

めくっていただいた4番、2件でございますが、これは危険箇所だけではなくて、モラルも含めた形でいつも出てきているところなのですけれども、さまざまなお意見をいただいております。

このうちのハード的なところにつきましては、関係機関にすぐ改善要望を出してございます。予算措置が必要だったりということで速やかにできない場合もございますけれども、それぞれ参加した警察、総合支所を含めて対応していただいているところです。

具体的に3ページの5番です。この間でいくつか改善が図られたところがございますので、主なというところでご報告いたします。

このうち網かけになっているところはなぜかといいますと、これは平成24年度が全国で事故が多発したということで、文科省が全国に呼びかけて緊急合同点検ということで、港区の場合はいつもやっているところにうまく乗っけて実施したところがございます。そこが123カ所全体で指摘されてございまして、まだ残っておりましたところが今回の確認で改善がなされているという点でございます。そこを例示させていただいております。

そのときの123カ所残っていたところですが、これにより残る4カ所と119カ所まで改善が進んでいるというところがございます。その4件につきましても、もう改修予定になっているのが

2件と、まだ関係機関の検討が続いているのが2件ということで、あと4件残ってございます。

この後、各学校では、もう既に結果を各PTA、学校が中心となって、保護者の方にフィードバック、児童への指導も含めて徹底してございます。間もなく年度が変われば春の点検が始まってまいりますので、毎回申し上げているのですけれども、見る人がかわれば見方も変わってくるので、同じ道であってもまた新たな発見があると思いますので、引き続き児童の安全確保のために実施していきたいと思っております。

以上でございます。

○小島委員長 ただいまの説明に対して何かご質問ございますか。

○綱川委員 昨日の新聞にスマートホンの事故のことが、大人ですけれども出ていました。車を運転中は携帯電話をやっていたらすぐ捕まるというか処罰を受けますけれども、スマートホンの歩きスマホというのですか、携帯電話を歩きながら。歩きながらはまだ処罰までいかないですね。あと自転車も。子どもたちですけれども、学校のそばで見えていますと、学校内で携帯電話は禁止ですが、外に出た瞬間に「今、帰る」とか、そういうような電話をしていることがあるわけです。

学校の方で、学校の校門を出たらいいよということではなくて、そういうところもちゃんと指導していかないと、特に学校の正門の前というのは、細い道路で車が来たりするところもありますので、その辺の指導を徹底していただきたいと思っております。「学校に持ち込みいけないよ」とは言っても、特別な事情で許可していることもありますので、その辺をよろしくお願ひしたいと思っております。

○学務課長 まさに大人と同じような状況であろうかと思っておりますが、注意の仕方が非常に難しい。奨励するわけではないけれどもというところで、そこはしっかりと安全確保のためには学校に指導をお願いしていきたいと思っております。

○小島委員長 ほかに何かございますか。よろしいですか。

それでは、この案件はこの程度といたします。

### 3 生涯学習推進課の3月事業予定について

○小島委員長 次に、「生涯学習推進課の3月事業予定について」。生涯学習推進課長、説明をお願いします。

○生涯学習推進課長 それでは、「生涯学習推進課の3月事業予定について」ご報告いたします。資料ナンバーの3をご覧ください。

3月の事業予定です。タグラグビー教室を4回予定をしております。今回、一番上の青山の教室ですが、秩父宮ラグビー場を予定しております。同日に、港区スポーツふれあい文化健康財団、(公財)ラグビー協会の主催で、第5回港区タグラグビーフェスティバルを秩父宮ラグビー場で開催をします。午後の大会に合わせまして、午前中こちらの方を会場に教室を開催する予定としております。本物に触れるよい機会と捉えているところでございます。

報告は以上でございます。

○小島委員長 ただいまのご説明に対して何かございますか。

秩父宮ラグビー場というのは、30人ぐらいで貸してくれるのですか。何か条件がありますか。

○生涯学習推進課長 教室の方は30人の参加を予定しているところなのですが、秩父宮ラグビー場は午後大会を予定しているため会場にできました、小学生のラグビーの大会、大人のラグビーの大会を午後予定しております。30名ですと広々と使っていただけます。

○事務局次長 港区と日本ラグビー協会が協定を結んでおります。日本ラグビー協会が、全国で唯一自治体と協定を結んでいるのは港区です。その関係があって、ラグビー協会の事務局がある秩父宮は、非常にフレキシブルに使わせていただくようなことがあります。大会の入場のときに選手が子どもと手をつないだりしますよね。港区の子どもを優先的に選んでくれたり、このように1日開放の配慮をさせていただいております。

○小島委員長 それでは、この案件はよろしいですか。

#### 4 図書館・郷土資料館の3月行事予定について

○小島委員長 次に、「図書館・郷土資料館の3月行事予定について」。図書・文化財課長、説明をお願いします。

○図書・文化財課長 図書館・郷土資料館の3月の行事につきまして、教育委員会資料ナンバー4を使いましてご説明をさせていただきます。

まず1ページ目ですが、映画会、3月11日、東日本大震災の3年目になりますので、みなと図書館で映画会を実施することとしてございます。

続きまして、2ページ、3ページは定例のものになりまして、4ページになりますが、3月15日、ミュージックシアター、「劇団四季 夢から醒めた夢」ということで、これは劇団四季さんのミュージカルのDVDを流すということ、劇団四季が来るものではないということ、うちの担当の方から説明を受けております。

続きまして、5ページ目以降、郷土資料館になりまして、まず明日ですが、資料館講座ということで、芝公園に大隈重信の像とか、あと「肉弾三有志」、青松寺さんの方の、そういったものを芝公園界隈の銅像を見て回るというようなことを実施するそうでございます。

また、ここにはございませんが、3月13日なのですが、郷土資料館の行事ということではなくて、学校側の行事ということで、お台場学園港陽中学校へ講師の派遣ということで、お台場の歴史を話すということも実施することとなっております。

裏面に参りまして6ページ目ですが、現在2月21日から3月19日まで、港区指定文化財展ということで、今年度、港区の指定文化財として指定しました天光院さんの「観智国師肖像」、それと「宇田川家文書」、また、伊東良継さんは、三味線の方をお借りしてきていまして展示をさせていただきます。三味線ですが、長唄用の細竿と言っているもので、そのようなものも飾りつけておりますので、ぜひご覧になっていただければということでご報告させていただきます。

○小島委員長 よろしいですか。ただいまの説明に対して何か質問ございますか。

これはこれでよろしいですか。

## 5 3月指導室事業予定について

○小島委員長 続きまして、「3月指導室事業予定について」。指導室長、説明をお願いします。

○指導室長 それでは、資料ナンバー5をご覧くださいと思います。

3月ということで、各研修会が一番まとめの時期ということで、今年度の振り返りと、それから来年度に向けてということの研修会の内容が含まれております。

報告は以上でございます。

○小島委員長 ただいまの説明に対して何かご質問ございませんか。

よろしいですか。

## 6 平成26年度入学式・入園式「お祝いの言葉」について

○小島委員長 それでは、続きまして「平成26年度入学式・入園式『お祝いの言葉』について」。指導室長、説明をお願いします。

○指導室長 それでは、幼稚園から順番に読み上げてまいりますので、この場でご意見をいただけたらというふうに思います。

まず、最初に幼稚園です。

お祝いの言葉

ご入園、おめでとうでございます。

みなさんは、今日から〇〇幼稚園の子どもたちです。

幼稚園には、園長先生をはじめ、優しい先生方や元気いっぱいのお兄さん、お姉さんたちがいます。先生方やお兄さん、お姉さんも、みなさんと一緒に遊べることをとても楽しみにしています。幼稚園では、毎日お友だちと遊んだり、歌を歌ったり、楽しいことがたくさんあります。また、先生がたくさんの本を読んでもいただきます。明日から元気いっぱいの笑顔で、幼稚園に通ってください。

ここで、みなさんにひとつお願いがあります。朝、幼稚園に来たら先生に「おはようございます」、お友だちに「おはよう」と元気な声であいさつをしましょう。あいさつすると、みんな気持ちよくなり、1日がとても楽しくなりますよ。

さて、保護者の皆様、お子様のご入園、まことにおめでとうでございます。心からお祝い申し上げます。

子どもたちの健やかな成長のためには、家庭と地域、幼稚園とが十分に連携することが大切です。子どもたち一人ひとりが、たくましく心豊かに成長できますよう、幼稚園の教育活動についてご理解、ご協力のほど、よろしく願いいたします。

また、園長先生をはじめ教職員の皆様、そして、PTA、地域の皆様、本園の園児一人ひとりに温かいご指導とご支援をよろしく願いいたします。

結びに、入園児の健やかな成長を心から願いますとともに、ご出席の皆様方のご健勝とご多幸を

祈念し、お祝いの言葉といたします。

平成26年4月10日、港区長、武井雅昭、港区教育委員会というところでございます。

○小島委員長 幼稚園の入園式の「お祝いの言葉」についていかがでしょうか、何かご意見ございますか。

よろしいですか、この内容で。

それでは、幼稚園についてはこのようにして。

続きまして、小学校の「お祝いの言葉」をお願いします。

○指導室長 小学校です。

お祝いの言葉

新入生の皆さん、ご入学おめでとうでございます。

今日から皆さんは、港区立〇〇小学校の1年生です。

新しく始まる小学校生活に向けて、どきどきしたり、わくわくしたりしていることと思います。

これから、この〇〇小学校で、楽しく過ごすために、大切なことを三つお話しします。

一つ目は、友だちを大切にすることです。自分が嫌だと思うことは、友だちにもしないようにしましょう。友だちがいると心がやさしくなります。友だちには自分から元気のよいあいさつをし、友だちが困っていたら助けてあげましょう。

二つ目は、早寝早起きをして、体をいっぱい動かして生活することです。夜は早く寝て、朝は早起きをして生活リズムを整えましょう。朝、昼、晩の食事は好き嫌いせずに食べましょう。休み時間や休日には、たくさん体を動かして遊びましょう。そうすれば、心も体も健康になって、何でも頑張ろうという力がわいてきます。

三つ目は、自分から進んで勉強することです。国語や算数、それに港区では英語の授業もあります。先生方が優しく丁寧に色々なことを教えてください。先生方のお話をしっかり聞いて、よく考えて、多くのことを身につけてください。

今、お話しした「友だちを大切にすること」「早寝早起きをして体をいっぱい動かすこと」「進んで勉強すること」、この三つをしっかり守って、皆さんには、楽しい学校生活を送ってほしいと思います。

さて、保護者の皆様、お子様がめでたくご入学の日を迎えられましたことを、心からお慶び申し上げます。子どもたちの健やかな成長を支えるためには、家庭・地域・学校がそれぞれの役割を十分に果たし、連携することが大切です。今後とも、本校の教育活動へのご理解とご協力をお願いいたします。

また、校長先生はじめ教職員の皆様、PTA、地域の皆様、本校の児童一人ひとりに温かいご指導とご支援をよろしくお願いいたします。

結びに、これから始まる小学校生活に、夢と希望を大きくふくらませている新1年生のたくましい成長と、ご出席の皆様のご健勝とご多幸を祈念し、お祝いの言葉といたします。

平成26年4月8日、港区長、武井雅昭、港区教育委員会。

○小島委員長 小学校の「お祝いの言葉」については、何かご意見ございますか。

澤委員、何かご意見ありますか。

○澤委員 小学校1年生というのは、ちょっと前に幼稚園を修了した子どもたちで、多分幼稚園を修了するときに、小学校では給食が楽しいとか聞いて幼稚園から送り出された子ども達ですね。

○小島委員長 早寝早起きや「友だちを大切にしましょう」というのはいいことですよね。

○澤委員 勉強も積極的に取り組んでもらいたいですし。永山委員、何かご意見ありませんか。我々にとっては、もう小学校ははるか昔になってしまっているのですが、永山委員どうですか。

○綱川委員 去年と変わったところというのは別にはないですか。

○指導室長 これは三つお話ししていますけれども、徳・体・知の順番でつくってしまっていて、知・徳・体と言いますけれども、意図的に徳・体・知でつくっています。

○事務局次長 一つ目のところですが、前向きな話を先にした方がいいのではないですか。「友だちを大切にすることです。友だちがいると心が優しくなります」と言って、最後に「自分が嫌だと思わないようにしましょう」と言った方が、多分、いじめの対策のことで、これが先に来てしまっているのだと思うのですが、流れからするとその方が。どうでしょうか。

○小島委員長 よろしいのではないのでしょうか。指導室長、どうですか。

○指導室長 確認できれば、そのような形で修正させていただきます。

○小島委員長 小学校はこれでよろしいですか。

続きまして、中学校の「お祝いの言葉」をお願いします。

○指導室長 それでは、中学校のお祝いの言葉。

港区立〇〇中学校の新生の皆さん、ご入学おめでとうございます。

今、皆さんの心の中は、今日から始まる中学校生活への希望と期待で満ちあふれていることと思います。

中学校生活では、小学校で培ってきたことをさらに伸ばし、自分で考え、判断し、行動することが一層求められてきます。皆さんには今日から中学生になったという自覚を持つとともに、これからの3年間の学校生活を充実したものにするため、次の二つのことを心がけてほしいと思います。

第一は、「どんなときも思いやりの心を持ち、自分や周囲の人を大切にすること」です。

人間は、お互いを理解し、よさを認め合い、高め合うことで豊かな生活を営んでいます。皆さんには、心も体も大きく成長するこの時期に、友情を育み、友だちとの絆を一層深めてほしいと思います。皆さん一人ひとりが相手を思いやり、みんなが気持ちよく過ごせる、いじめのない学校づくりに向けて、行動してほしいと思います。また、忘れてはならないこととして、皆さんが立派に育ったのは保護者や地域の方々、そして先生方など多くの人々のさまざまな支援があったことです。その気持ちや期待に応えていくことが大切です。人から受けた支援に感謝するとともに、自らが周囲の人に一層貢献できる人になってください。

第二は、「どんなことも積極的に学び、自分の可能性を広げること」です。

中学校では、教科の学習はもちろんのこと、学校行事や生徒会活動、部活動など、様々な活動が

あります。これから始まる中学校生活の中で、新しいことに積極的に取り組み、その活動を通して自分自身を磨き、自分の可能性を広げていってください。高い志を抱いて、将来に向けた目標を持ち、その目標を達成するために、主体的に努力する人になってください。

さて、保護者の皆様、お子様がめでたく入学の日を迎えられましたことを、心からお慶び申し上げます。子どもたちの健やかな成長を支えるためには、家庭・地域・学校がそれぞれの役割を十分に果たし、連携することが大切です。これからの3年間、今後とも、本校の教育活動へのご理解とご協力をお願いいたします。

〇〇校長先生をはじめ教職員、PTA、地域の皆様、本校の生徒一人ひとりに温かいご指導とご支援を賜りますようよろしくお願いいたします。

結びに、これから始まる中学校生活に、夢と希望を大きくふくらませている新1年生のたくましい成長と、ご出席の皆様のご健勝とご多幸を祈念し、お祝いの言葉といたします。

平成26年4月8日

後は同じです。

○小島委員長 中学校のお祝いの言葉、いかがでしょうか。何かご意見ございますか。

先程の小学校の知・徳・体に対応するのはどうなるのですか。

○指導室長 これもやっぱり思いやりから入っているので、心の問題を最初に取り上げています。その部分を随分大きく取り上げていて、あとは可能性を伸ばすという中で、体のことだとか、あるいは学習のことも入ってきているということだと思います。

○小島委員長 何かございますか。

どうぞ。

○永山委員 日にちが違っていませんか。

○指導室長 済みません。改めて整理いたします。

○小島委員長 入学式の日ですか。

○指導室長 日にちを確認しておきます。幼稚園が9日です、小学校が7日、中学校は8日ということで、すみません。

○綱川委員 今さらなのですが、幼・小・中みんなそうなのですがけれども、最後のところに「園長先生をはじめ教職員の皆様、そしてPTA」と書いてあります。保護者への言葉なので、PTAというのは、これだと受動的なものになってしまっていて、これはPTAの活動に皆さん協力してよという形にさせていただいて、別枠にした方がいいのかなと思います。今、変えていただければと思いますけれども、どうでしょうか。

○小島委員長 もう一度説明をお願いします。

○綱川委員 「園長をはじめ教職員の皆様、そしてPTA等にご指導、ご支援をよろしくお願いいたします」と書いてあります。PTAを支援するわけではなくて、PTAは自分たちが受動者なのです。受動的にやらなければいけないことなので、能動的にした方がよいと思います。自分も会員の一人なのでから。

○澤委員 これはP T Aとか地域の皆様にご指導とご支援を賜りますよということ、子どもたちへの指導と支援だから、P T Aも教職員も地域も主体的に子どもたちの指導と支援をお願いしますという意味ではないですか。

○小島委員長 区長、教育委員会の立場からですから、その立場から「P T Aにもご指導、ご支援をよろしくをお願いします」ということで、これでいいのではないですか。綱川委員が言われるのは、「頼まれなくてもP T Aは保護者なのだから、やるのは当たり前」ということでしょうか。

○綱川委員 ではなくて、例えば小学校のところを見ると、「さて」から始まっています。「さて、保護者の皆様」という主語で続いている文章の中なので、P T Aについては、ここから外してほかの項目でみんなでやりましょうよということではないですか。

○澤委員 委員長が言われているように別段これが入っていていいのではないですか。

○教育長 「また」で別の話になります。保護者の皆さんに向けた言葉が「さて」のところで、「また」でこれは別の話です。

○小島委員長 「皆さん、児童をよろしくをお願いします」ということです。

○綱川委員 そういう意味ですか。「子どもたちをよろしくをお願いします」ということですね。

○教育長 そういうことです。

○小島委員長 それでは、この程度でよろしいですか。

本日予定しておりました案件は全て終了しましたが、庶務課長から発言を求められております。庶務課長、何かございますか。

○庶務課長 先週、2月19日に、港区議会第1回定例会が始まりましたので、その案件を追加してご報告させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○小島委員長 それでは、日程追加についてお諮りします。

お手元に配布しました書面のとおり、本日の日程に教育長報告事項を1件追加したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○小島委員長 ご異議なきものと認め、本日の日程に教育長報告事項を1件追加いたします。

## 7 平成26年第1回港区議会定例会の質問について

○小島委員長 では、「平成26年第1回港区議会定例会の質問について」。庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 先週水曜日、2月19日に第1回区議会定例会が開会されました。初日に区長の所信表明があった後、20日、21日と一般質問がございました。その質疑の内容をご紹介しますのでございます。資料ナンバー7をご覧ください。

1枚目を見ていただきますと、自民党議員団のうかい議員から一人の声の渡辺議員までが代表質問で、5人の方の質問がございました。また、一番下の自民党議員団の二島議員から、裏面になります共産党議員団の熊田議員までの4人が一般質問として2日目に行われております。

それでは、資料の1枚目をお開きください。順次ご説明をさせていただきます。

まず、自民党議員団のうかい議員の質問で、一点目としまして「スポーツ推進計画についてです。まず2020年を見据えた取り組みについて」ということで、「今回のソチオリンピックなどを見て、スポーツ推進計画の改訂に当たって、オリンピックが日本に大きな夢を与えてくれている。区民のスポーツレベルの向上には好材料となるので、アスリート育成について教育長のお考えを伺います」という質問です。

これには、「港区でアスリートが育ち、トップレベルの競技力を身につけて、全国大会や世界を舞台に活躍することとなれば、区民に誇りや希望、そして大きな感動をもたらすことになる」、「スポーツ愛好者のすそ野の拡大にもつながる」という認識をお示しした上で、「スポーツ推進計画の改訂に当たっては、港区体育協会、あるいはスポーツふれあい文化健康財団と連携し、大会への参加支援やジュニア選手の育成など、アスリート育成の視点も加えてまいります」と答弁しております。

次に「区民の健康維持に向けての区長部局との連携」です。

「より区民がスポーツに親しむ環境づくりには、教育委員会と区長部局との連携が必要であると感じている」という例を示された上で、「総合的な区民のスポーツ環境整備についての教育長のお考え」を尋ねられたものです。

「区民が、気軽にスポーツに親しむためには、生活に身近な場所でスポーツに取り組める場が整備されていることが重要」ということと「小中学校でのスポーツ推進委員の取り組み」などをご紹介した上で、「スポーツ推進計画の改訂に当たっては、スポーツ活動の場として利用可能な施設との連携をはじめ、身近な区立施設における区民の利用しやすい仕組みづくりについて検討を進めてまいります」という答弁をしております。

2ページ目になります。二点目は「学校支援地域本部事業について」ということで、「学校支援地域本部の取り組みで、生徒が希望するクラブ活動を行える環境が整うのではないかと」、「より地域を思う気持ちを持った若者に成長していかれるということが期待される。今回の事業について評価するとともに期待をしているものですが、子どもたちに対しての地域の力を活用することへの教育長の思いを伺います」という質問です。

まず最初に、学校支援地域本部事業の目的をお示しし、その次に、「港区は、さまざまな知識や経験を持つ多くの人材に恵まれており、こうした地域の人材を活用することで、児童・生徒の学習機会の広がりが期待できること。また、児童・生徒にとっては、地域への理解が深まり、教員や保護者以外の大人と触れ合う機会が増えることで、社会性が養われ、豊かな心の成長につながる」と考えを述べて、「より多くの地域の人材が学校教育にかかわる仕組みづくりを進めていく」という答弁をしております。

三点目は、「港区教育ビジョンの策定と港区の将来を担う人材育成について」です。「教育ビジョン策定の方向性にある生き抜く力を育む学びや地域社会で支え合う学びについては、大変大事なことであると感じている。区長部局も参加して行うことを高く評価している。このようなことから、港区教育ビジョン策定に当たっての思いと、港区の将来を担う人材の育成について、教育長の考え

を向う」というものでございます。

「港区教育ビジョンの取り組みの視点と方向性を示している」ことと、「区が進めてきたさまざまな教育改革の成果を基盤とした『教育の港区』の実現に向けて、さらに質の高い教育、魅力ある教育を推進するため、行政や学校だけではなく、区民を初めとした地域社会全体で支え合う学びを、さらに推進する必要がある」という考えを示した後に、「区長部局との連携を強化するとともに、有識者、学校関係者や公募区民等からなる教育ビジョン会議を開催し、幅広い意見をいただくとともに、分かりやすい教育ビジョンとしていく」との取り組む姿勢を述べてございます。「この教育ビジョンに基づきまして、取り組みを進めることによって、港区の将来を担う人材育成につなげていく」ということで方向性も示した答弁をしております。

続きまして、3ページ目になります。公明党議員団のたてした議員でございます。

一点目が、「小中学校の道徳教育について」で「道徳教育における現状と、今後の道徳教育の進め方について」の質問です。

まず、「道徳教育は、全教育活動を通して実施される、子どもたちがみずからの心を耕す大切な教育」との基本認識を述べた後に、「年間35時間の道徳の授業を行っていることや、体験活動など体験から学ぶ活動も実施している取り組み。そして保護者、地域の方を対象に、道徳の授業公開や意見交換会を開催している取り組み。子どもの規範意識や道徳性の育ちについて、共通理解を図っているというような取り組み。それから筈小学校を研究奨励校として指定し、道徳に関する研究成果を広く普及している取り組み」というようなものをご紹介した上で、「今後は国や東京都の取り組みの動向を見極めつつ、さらに家庭や地域との連携を深めることで、家族愛や規範意識、礼儀、マナーなどの道徳性を地域と一体となって育み、子どもがよりよく社会を生きることができるよう道徳教育を充実する」という方向性を示してございます。

二点目は、「区立図書館について」の質問です。一点目が、「区立図書館の整備について」で「三田図書館やみなと図書館の調査の状況と整備を、どのように進めるのか」というご質問です。

「両図書館につきましては、整備にかかわる課題について調査を進めた結果、現地での建て替えや移転改築の可能性、用地の確保及び収蔵能力の向上などの課題が明らかとなった。区民が身近な生涯学習の場として、だれも利用しやすい図書館を目指して検討してまいります」という方向性を示してございます。

続きまして、4ページ目の図書館の二つ目です。「麻布図書館の児童サービス及び外国語資料の充実について」ということですが、これは区長の所信表明演説を受けたもので、「児童・乳幼児とその保護者が絵本などに親しめる機会の提供、地域特性を踏まえた外国語資料の充実をどのように進めていくのか」という質問です。

まず、児童・乳幼児に対する充実ですが、「新しい麻布図書館の1階には、子育て広場が併設されることから、子育て広場に図書館職員が伺って読み聞かせを行うなど、複合施設としての特色を生かした連携事業を計画している」と、「また、2階には、児童専用フロアーに、『円形おはなしコーナー』を設置し、親子で絵本などに親しんでいただく予定としている」と答弁しております。

また、外国語資料の充実につきましては、「外国人居住者や大使館が多いということ踏まえ、当初3,000冊を目標に外国語資料をそろえる予定としている。これによって、港区立図書館の外国語資料数は、ほかの区と比ベトップクラスとなる」という内容の答弁をしております。

続きまして、みなと政策クラブの七戸議員の質問です。「赤坂中学校等の改築について」で、一つ目が「中之町幼稚園の整備に向けた今後の方向性」です。

答弁としましては、「中之町幼稚園に関しては、適切な教育環境を確保するため、赤坂中学校の敷地内に移転すること、そして26年の2学期から運営開始に向けて計画を進めており、7月の仮設園舎の竣工を目指している」ということ、そして「仮設園舎では、3歳児定員を20人から30人に増やすことや、4歳、5歳児を2クラスとすることで、保護者のニーズに応じていくということ、また、仮設の段階から近接する敷地へ移転することによって、幼稚園、小学校、中学校の12年間を見通した円滑な接続を図るとともに、発達や学びの連続性を考慮した教育を継続して行っていく」と答弁しております。そして「本園舎については、赤坂中学校の改築計画に合わせ整備する予定」ということの答弁になってございます。

5ページ目の二つ目の質問ですが、「赤坂中学校の改築に向けた今後のスケジュールについて」です。

「赤坂中学校の改築については、地域全体の強い願いであり、教育委員会としても重要な課題と考えている」との認識を示しており、そして「19年4月の体育館についての施設の整備基本構想計画が十分進められなかったという状況が続いていた」ということをお示した後に、「今後、体育館の改築に加え、校舎や中之町幼稚園等の改築の可能性を総合的に検討するための基礎調査を実施し、現在、最終的な調整作業を進めている」ということをお答えしております。そして「今後、この調査の結果をもとに、より具体的に改築計画を進めるため、平成26年度には赤坂中学校等改築の基本構想・基本計画を策定する予定」という答弁をしております。

次に、共産党議員団の大滝議員です。一点目が、「学校施設の改善について」ということで、特に芝浦、海岸、港南地域での学校施設の不足の心配に関するものです。「また、改修に関しては、普通教室の転用や増築は、校庭にプレハブ教室を設置するということが予想されるため、教育環境の悪化につながるのではないかと。教育環境が悪化しないよう、公有地などを活用した分校の設置を図るよう、早急に対応すべきだ」という立場からの質問でございます。

答弁としましては、「今後も児童数が大幅に増加することが予想される」という認識をお示した上で、「教育委員会では、現在は多目的室を普通教室に戻すことや、スペースの有効活用などを中心に学校施設の改修等による教室の確保を考えています。今後については、今後の児童数の動向を見極め、大幅な増加に伴う対応を予測しつつ、区長部局と連携を図り、学校用地の確保も含め、児童受け入れのための具体的な対応策について適切に検討する」というお答えをしております。

6ページになりまして、二点目が「奨学金制度について」です。昨年年第4回定例会にも共産党議員団の風見議員からの質問とほぼ同じ内容でした。

一つ目の質問は、「きめ細かな相談について」ですが、前定例会と同じ内容の質問でございました。

ので、答弁のご紹介は若干省略させていただきますけれども、「今後とも、経済上の理由等により返還が困難な方に対しては、柔軟かつきめ細かく対応し、返還方法の変更や返還の猶予、免除を行ってまいります」と同じ答弁をしております。

二つ目は、「国へだれもが対象となる給付型奨学金制度の創設を求めることについて」です。この質問の趣旨は、現在は大学生には給付型奨学金制度がないことと、高校生には26年度から「奨学給付金制度」が創設されますが、所得制限がございます。このような制限のない制度を国に要求していくべきであるという立場からのご質問です。

まず、文部科学省の「奨学のための給付金制度」を創設すること、それから「大学等の奨学生に関しては、経済的な理由で返還困難な奨学生の返還期限の猶予年数の延長や、無利子奨学金の対象者の増加など、奨学金事業の改善と充実を図る」ということを文科省が打ち出しているということから、「国へ新たな給付型奨学金制度の創設を要望することは考えていませんが、今後も全国都市教育長協議会を通して奨学金事業の充実を要望してまいります」という答弁をしております。

3つ目は、これも何度もありますように、「区として給付型奨学金を制度化することについて」の質問です。

答弁としましては、「区の奨学金制度は、卒業後に返還していただく資金を原資として、次の世代の学生を支援するという基本理念」をお示しして、「多くの方が利用できるよう工夫して運営している」ということ、「あわせて、奨学生であった方が経済上の理由等により返還が困難な場合には、丁寧に対応している」こと、そして「文部科学省、国が、高校、大学等の経済的困難者への充実を図るとしていることから、区としては給付型奨学金を制度化することは考えていない」という答弁をしております。

代表質問の最後は、一人の声の渡辺議員でございます。「港区教育ビジョンについて」の質問です。自民党のうかい議員と同様の趣旨のものですが、教育ビジョンというのは、どのような視点で取り組んでいかれるのか。策定に当たって、より区民の皆さんの理解が得られるような工夫をされるのか」という視点からのご質問です。

「港区教育ビジョンについては、いわゆる知・徳・体を育む学びを基盤に、社会を生き抜く力を育む学び、生涯を通じた学び、社会全体で支え合う学びの四つの視点から策定していく」という策定の視点をお示ししております。また、教育長として、「学校・家庭・地域等の総合力を結集し、地域社会全体で教育の港区の実現に向け取り組むことが重要と考えている」という考えをお示した後に、「区長部局との連携を強化、そして教育ビジョン会議の開催など、幅広く区民の意見を反映していく」という答弁をしております。

続いて8ページ目の自民党議員団の二島議員の一般質問です。まず、「保幼小中連携について」で、小学校入学前教育カリキュラムについての一つ目が、「小学校入学前教育カリキュラムを作成するに当たって、その方向性について」の質問です。

これに対しましては、「昨年10月に公私立の保育園、幼稚園、小学校代表者や学識経験者等をメンバーとする検討会を設置し、小学校入学前教育カリキュラムの検討を進めている」ということ、

そして「検討会では、幼児期の成長にとって大切な力を育成することを柱としたカリキュラムの作成に取り組んでいる」というような取り組みの内容をお示しし、「公私立を問わず、保育園・幼稚園、小学校の教員及び保育士が、子どもの発達や互いの指導方法を理解し、それぞれの現場で活用でき、また、家庭でも活用できるような、実践的な内容を盛り込んだカリキュラムを作成している」と答弁しております。

二つ目が「カリキュラムセンターについて」です。「新教育センター施設の完成を待つことなく、カリキュラムセンター機能の充実を図るために、教育活動を支援するシステムの構築や体制の見直し等さまざまな方法での実現を検討する」という答弁が以前あったのですが、「検討の状況についてどうなのか」というお尋ねです。

まず、カリキュラムセンターの機能をご紹介した後に、その次に、「課題としまして、教育情報センターとしての機能の充実が今後の課題である」こと、「学校間や教育センターをつなぐネットワーク等のインフラ整備を進めていく」ということ、それから「中学校区を単位とする10のアカデミーごとに研究を推進しており、教科の指導法やキャリア教育など、さまざまな視点からのカリキュラム開発にも取り組んでいる」とお答えした後に、「今後は、こうした研究成果をデータベース化して情報を共有し、教員が活用しやすくなるよう準備を進めていく」という内容の答弁をしております。

9ページ目が、公明党議員団のちほぎ議員からで、「小中学校の土曜授業について」のお尋ねです。まず一つ目が、土曜授業の「教育効果について」です。

答弁としましては、「月2回の土曜授業の実施によって、子ども一人ひとり子と向き合う時間を充実させる教育効果が上がっている」ということ、「また、特色ある教育活動を展開できる学習機会を保障するとともに、学校、保護者、地域が一体となって子どもたちを育ていく貴重な機会となっている」ということ、そして「道徳や総合的な学習の時間において、地域の人材をゲストティーチャーとして活用した授業を実施するなど、地域の実情に応じた多彩な授業を展開できるようになっている」という現状をお示しし、「確かな学力の定着と開かれた学校づくりが着実に進展している」という考えの答弁をしております。

そして二つ目が、「今後の土曜授業の充実について」です。「これまでの取り組みに加えて、平成26年度から学校支援地域本部を設置して、より多くの地域の人材が学校教育にかかわり、土曜授業の一層の充実を図ることとしている」今後は、「保護者や地域と連携し、地域の教育資源や学習環境を有効に活用して、土曜授業の充実に取り組んでまいります」という答弁をしております。

最後に10ページになります。みなと政策クラブのやなぎわ議員からの質問です。「学校・家庭・地域社会での学びの連携を創造していくことについて」ですが、学校と社会のつながりに焦点を当てた質問で、「この課題解決が21世紀を切り開く人材の育成に向けた教育改革になると思う」ということから、「学校・家庭・地域社会での学びの連携を創造していくことについて、より充実させていくための取り組みをお聞かせください」という、質問でございます。

答弁としましては、「これからの学校としては、児童・生徒の教育の場であるのと同時に、多様な

人が集まり、協働し、創造する学びの拠点としての機能が期待されている」ことを述べ、「学校では、地域人材を活用した事業、キャリア教育での企業連携などを進めており、26年度からの学校支援地域本部事業を実施する」旨の答弁をしております。そして、新たに策定する教育ビジョンに触れて、港区が目指すべき教育の理念を分かりやすくお示しし、「その具体的な取り組みについては、個別計画である港区学校教育推進計画に位置付けてまいります」と答弁をしております。

最後に、共産党議員団の熊田議員から「就学援助の認定基準の引き上げについて」の質問です。「生活保護基準の引き下げが昨年8月から行われた影響を受ける施策への対応について、引き下げ前の基準で制度を運用すべき」との視点からの質問でございます。

これに対しては、「平成25年度につきましては、引き下げ前の基準で制度を運用してきました。26年度の就学援助については、生活保護基準の見直しに伴う区の対応方針に沿って検討してまいります」という答弁をしております。

簡単ではございますが、報告は以上でございます。

○小島委員長 ただいまの庶務課長の説明に対して何か質問ございますか。

詳細に説明してもらいましたけれども。

よろしいですか。

それでは、この程度とさせていただきます。本日予定している案件は全て終了しましたが、庶務課長、そのほか何かありますか。

○庶務課長 ございません。

「閉 会」

○小島委員長 それでは、なければ、これをもちまして閉会といたします。次回は、3月13日木曜日、午前10時からの予定です。よろしくお願いいたします。

(午後12時00分)

会議録署名人

港区教育委員会委員長 小島洋祐

港区教育委員会委員 澤 孝一郎